2枚目（特定無線局（電波法第27条の2第1号に掲げる無線局に係るものに限る。）に限る。）

17 無線局の区別	
18 最大運用数に係る計画等	

長辺　短辺　（日本工業規格A列4番）

2　2枚目（特定無線局（法第27条の2第1号に掲げる無線局に係るものに限る。）に限る。）

20 無線局の区別		※ 整理番号	
21 最大運用数に係る計画等			

長辺　短辺　（日本工業規格A列4番）